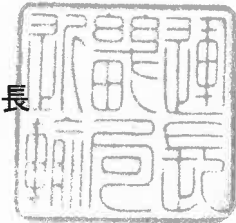


近運自二第1008号
令和7年2月6日

京都市域交通圏
タクシー準特定地域協議会長 殿

近畿運輸局長



運賃の範囲の変更に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり公定幅運賃の範囲の変更を求める要請があったことから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該公定幅運賃の範囲の変更に関する意見書を令和7年3月18日（火）までに京都運輸支局長を経由して当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がない場合は、当該運賃の範囲の変更に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとさせていただきます。



京都市域交通圏（京都市域地区）の運賃改定の概要

要請理由

地域の公共交通機関であるタクシーには、さらなる安全の確保、安心できる輸送サービスの提供が求められております。

それには安定的にタクシー事業を展開する必要がある、運転者の確保、労働環境の改善、安全確保のための毎日の運行管理と健康管理の徹底、利用者ニーズへの的確な対応等を図っていくことが重要です。

これらの問題の解決には、事業の合理化だけでは十分な手当ができなくなったことから、公定幅運賃変更の要請に及んだところです。

要請の中には、運賃制度に係る変更を求めるものも見受けられたことから、公定幅運賃変更の要請と併せてこれらの運賃制度についても検討願います。

①利用者の利用形態に応じた運賃体系への変更について

- ・現在 1.0 kmとしている初乗距離の短縮

また、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」（制定 平成 26 年 1 月 27 日 近運自二公示第 39 号）3.（1）⑥に定める初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定を求める意見がなされた場合、当該運賃も併せて設定することとなりますので、意見があれば検討願います。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

(運賃の範囲の指定)

第十六条 国土交通大臣は、第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により特定地域又は準特定地域を指定した場合には、当該特定地域又は準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議会の意見を聴いて、当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃（国土交通省令で定める運賃を除く。以下同じ。）の範囲を指定し、当該運賃の範囲を、その適用の日の国土交通省令で定める日数前までに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会への通知)

第十条の五 法第十六条第一項の規定により、国土交通大臣は、当該運賃の範囲を指定し、公表しようとするときは、あらかじめ、当該協議会に対し、当該運賃の範囲に関する意見を提出すべき旨を通知して、その意見を聴かななければならない。

- 2 前項の通知には、意見を提出すべき期限を付することができる。ただし、その期限は、当該協議会の同意がなければ十四日以内とすることができない。

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会の意見提出)

第十条の六 当該協議会は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対し、当該運賃の範囲に関する意見書を提出しなければならない。

- 2 国土交通大臣が、前条第二項の規定により付した期限までに前項の意見の提出を受けないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の協議会の意見の提出を受けたものとみなす。

国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 荻野・間藤

(電話) 06-6949-6446

令和7年2月6日

京都市域地区のタクシー運賃の改定審査開始について

令和7年1月から2月にかけて京都市域地区の法人タクシー事業者から運賃改定申請があり、受付期間中に申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が、京都市域地区の法人タクシー事業者の全体車両数の5割以上に達したため、運賃改定要否について判定を行った結果、運賃改定が必要と判断しましたのでお知らせします。

運賃改定要否の判定にあたって、運賃改定要請を行った事業者の中から標準的経営を行っている事業者（標準能率事業者）を選定し、実績年度の収入及び原価などにより収支率を算定、実績年度の加重平均収支率が100%を下回っていたため、運賃改定が必要と判断したものです。

今後、標準能率事業者の中から複数の原価計算対象事業者を抽出し、原価計算書の提出を求め、運賃改定に係る審査手続きを経て、新運賃の公表を行ってまいります。

京都市域地区… 京都府京都市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域を除く。） 向日市 長岡京市 宇治市 八幡市 城陽市 京田辺市 木津川市 乙訓郡 久世郡 綴喜郡 相楽郡

1. 運賃改定申請受付期間

令和7年1月6日～令和7年4月7日

2. 運賃改定申請状況

(1) 申請事業者数 35者（対象地域の法人事業者数 61者）

(2) 申請事業者の車両数 3,643両（対象地域の全体車両数 5,392両）

(3) 申請率 67.56%

※申請状況は、令和7年2月5日現在の状況です。

3. 運賃変更申請の概要（普通車距離制運賃抜粋）

(1) 初乗距離 0.9km ～ 1.0km（現行 1.0km）

(2) 初乗運賃 500円 ～ 560円（現行上限 500円）

(3) 改定率 2.0% ～ 19.4%（平均改定率 10.1%）

※あくまで申請内容を記載しており、運賃の内容や改定率は今後の審査により決定します。

配布先

青灯クラブ

京都府政記者クラブ

陸運記者会（ハイタク部会）